

継続的な安全性向上に関する検討チーム
第11回会合議事録

継続的な安全性向上に関する検討チーム第11回会合
議事録

1. 日 時：令和3年5月28日（金）10:00～11:52

2. 場 所：原子力規制委員会 13階A会議室

3. 出席者

【原子力規制委員会】

更田 豊志 原子力規制委員会委員長
伴 信彦 原子力規制委員会委員

【外部専門家】（五十音順、敬称略）

板垣 勝彦 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 准教授
大屋 雄裕 慶應義塾大学法学部 教授
勝田 忠広 明治大学法学部 教授
亀井 善太郎 PHP総研 主席研究員
立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科 特任教授
関村 直人 国立大学法人東京大学 副学長
大学院工学系研究科原子力国際専攻 教授
山本 章夫 国立大学法人名古屋大学大学院工学研究科 教授

【原子力規制庁職員】

荻野 徹 長官
金子 修一 長官官房審議官
市村 知也 原子力規制部長
黒川 陽一郎 長官官房政策立案参事官
柴田 延明 長官官房法務部門参事官補佐
平野 雅司 長官官房技術基盤グループ技術基盤課技術参与（安全研究）
堤 達平 長官官房放射線防護グループ監視情報課課長補佐
西崎 崇徳 原子力規制部原子力規制企画課企画官

谷川 泰淳 原子力規制部原子力規制企画課原子力規制専門職
正岡 秀章 原子力規制部審査グループ実用炉審査部門管理官補佐（総括担当）

4. 議 題

- 「議論の振り返り（仮称）」の作成方針について

5. 配付資料

資料1 「議論の振り返り（仮称）」の作成について（提案）

資料2 「議論の振り返り（仮称）」の内容イメージ【谷川原子力規制専門職】

（参考） 第10回会合での主な発言の整理

6. 議事録

- 市村原子力規制部長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、継続的な安全性向上に関する検討チームの第11回会合を開始いたします。本日もよろしくお願い申し上げます。

さて、前回御議論いただきましたように、この会合で議論を重ねてきましたことを記録に残しておく作業をしていこうということで、前回そのような議論のまとめに向けた、いわばフェーズ3に入りましょうというような話をさせていただいて、前回その第1回目ということで、長官の振り返りの資料というものを口火にして、これまでの議論を振り返りつつ、どのような形でまとめていったらいいかというような話を、まずは考える回として御議論いただいたということでございました。

今回は、そのときにいただいた御議論を踏まえて、これまでの議論がどのような形でまとめていけるか、まとめていったらいいかということで、前回の議論も踏まえて事務局から一つ御提案をまとめさせていただいて、御提示させていただいて、それを基に御議論いただくという形にしたいと思っております。

それで、既にお手元にあると思えますけれども、資料1について、事務局から説明をお願いします。

- 黒川政策立案参事官 説明いたします。

資料1を御覧ください。「議論の振り返り（仮称）」の作成について、提案というタイトルの紙でございます。

まず、1の「ねらい」というところでございますけれども、先ほどの話にもありましたように、これまでの貴重な議論を一まとまりの文書として残して、今後に生かしていきたいということをねらっております。

作成方針というところですが、その上で、意見を整理するとか取りまとめるということではなくて、記録にとどめる、議論の振り返りといった、そういったような性格のものにしたいということで、タイトル自体でそれが分かるような名称を仮称としてございます。一方で、単純な議事録とか議事概要ではなくて、後から読んで、どういう議論がなされたかというのが分かるようなものにしたいといったことでございます。

形式については、この検討チームの名称、クレジットで作成するというところでございます。あと、これまでいろんな資料が出てきたと思いますけれども、その資料について、役に立つものについては適宜補正した上で添付するというのを考えてございます。

次のページに行ってくださいまして、構成については、こういった構成ということで。

まず、「はじめに」として、問題意識ですとか議論の経緯ですとか、そういったことを書く「はじめに」という部分と、あと議論の中身の部分については、原子力規制の在り方といったところの総論と、欠けの発見の部分、発見した欠けへの対処の部分というのがあるかなと思っています。その上に、(4)というところで、ここはまさに今日御議論いただく大きな部分かなと思っておりますけれども、どういったことを記載するべきでしょうかということがあるかと思えます。あと最後、今後に向けてということで、前回の議論にもございましたが、すぐにでも実行に移していくべき課題と、さらなる議論が必要と思われる課題というのが、今後に向けてということで、あるかなと思えます。

今日の進め方は、これらについて御議論いただいて、その上で、資料2として4の構成案によった場合の記述例、これを個人、谷川さんの私案として付けておりますので、そちらも御参照いただきながら、この紙について御議論いただくというのが今日のテーマかなと思っております。

説明は以上です。

○市村原子力規制部長 ありがとうございます。

議論に入ります前に、今、説明の最後にあった資料2ですけれども、これは谷川私案ということで、よくそういうものが出てきますけれども、こういう構成で書くとしたら、例えばこんなイメージで書けるのではないかということで作ってもらったものです。ちょっと大分具体的に書かれていますので、規制庁としての取りまとめ案ふうに見えてしまわな

いこともないですけれども、今、谷川がまずは私案としてイメージを作ってくれたという位置付けのものです。したがって、この資料そのものを、今日、丁寧に御説明して御議論いただくということではないのですけれども、議論に入ります前に作成者の谷川から少し、資料に込めた思いとかバックグラウンドを説明してもらいたいと思います。

○谷川原子力規制専門職 規制庁の谷川でございます。

資料の位置付けといいますか、どういう考え方で書いたかということですが、2点ぐらいありまして、まず一つ目が、一般の方ですとか、検討チームの議論を追っていない方、またはそもそも原子力に詳しくない方が読者になるようなことも一応想定して書いております。もう一つが、先ほどもちょっと話がありましたけども、単に議事録のような記録にするのではなくて、多少は前後のつながりですとか、どうしてこういうことを書いているのだろうかといった前提のようなことも自分なりに書かせていただいたつもりであります。

全体の構成は先ほど説明がありましたけれども、Ⅱの振り返りの本体の部分は、今、例えばということで3パートに分けて書かせていただいています、まずパート1として原子力規制の性質ですとか、欠けを見つけていく発見、市場の倫理に基づく取組だとか、今度はそれとは別に統治の倫理といいますか、強く規制していくというようなテーマで、まず最初に総論的なことを書いた上で、市場の倫理、統治の倫理ということで、パート2、パート3というふうに書き分けてみました。

一応、私が書いた意図といいますか、考え方は以上になります。

○市村原子力規制部長 ありがとうございます。

それでは早速、議論に入ってまいりたいと存じます。いつもどおり、どこから議論を開始いただいても結構なのですが、今日は主に資料1を中心に、ここに書かれている提案、こういうことでどうかということについて、その内容とか項目とか構成とかというものについて、いろいろな観点から御指摘なり、考えをお伺いできればというふうに思っております。

それでは、先生方いかがでございましょうか。では、山本先生、お願いいたします。

○山本教授 山本です。

じゃあ最初、口火を切るということで、よろしくお願いいたします。資料の取りまとめ、どうもありがとうございました。

まず、今回の議論、改めて全体を振り返ってみると、いろいろな面で私にとっては非常

に有意義でありましたし、まずこういうような場を設けていただいて、なおかつお呼びいただいたことに改めて感謝したいというふうに思っています。その上で、資料1の4番目の構成のところについて、二つほど、気付き点を申し上げたいと思います。いずれもこういう情報を追加してはどうかという提案です。

一つ目なんですけれども、今回いろいろな議論をやってきたわけなんですけれども、残念ながら現実に実行できる、つまり現実を変えるところまでにはまだ残念ながら至っていません。そういう意味では、そういうところまでなかなか落とし込めなかったという、幾つか理由があると思うんですけど、そういうのをまとめてみてはどうかというところがあります。その理由なんですけれども、更田委員長がよくおっしゃっていると思うんですが、変わらなかった規制が1F事故の背景要因だったということはよくおっしゃっていると思います。そういう問題意識がそもそもこの検討チームを発足させた根底にあったというふうに理解しています。

そういう意味では、この検討チームのミッションというのが、事業者の行動変容を促すために規制がいかに変わるべきか、そういうものであったというふうに思っております。ただ、やっぱり議論を振り返ってみると、どうしても事業者の行動をどのように変えるかというところに議論が集中しがちで、規制がいかに変わるべきかとか、いかに変われるのかというところについてはなかなか議論が難しかったかなというふうな印象を受けております。つまり、やっぱり自分で自分を変えるというのは、やっぱり非常に難しいことなんだなと改めて実感しております。

それで、先ほど申し上げましたように、そういう意味で今回の議論がなかなか現実を変えるところまで行っていない理由というのは、きちんとまとめて追記しておいたほうがいいんじゃないかというふうに思います。具体的には、今後に向けてという章があると思いますので、そここのところでの取り扱うのがいいのかなと思います。イメージとしては、例えば課題が明確になったんだけど、それを効果的に実行に移す方法まで議論できなかったとか、課題は上がったんだけど多くの方の共通認識になっているかどうか確認できなかったとか、いろいろあると思うんですけど、そういうところを少し分析して記載したらどうかと思います。やっぱり、事業者は変わったんだけど規制は変わらなかったというふうな図式にならないためにも、そういう記載をしてはどうかと思います。

以上、1点目です。

二つ目は、2番目の議論を振り返るというところが、恐らくこれの非常に重要なポイント

トになると思います。それで、この議論は、一番最初から含めると、かなり紆余曲折を経てきていまして、最初のほうでは事業者からの意見聴取とか、いろいろやってきたんですけども、全体の流れを一度俯瞰できるような目次的なものを最初に書いた上で、それで重要なポイントを現在のような形で整理したらどうかなど。そういうものがあつたほうが、第三者が読んだときにフォローしやすいんじゃないかなというふうに思いました。

私からは以上になります。

○市村原子力規制部長 山本先生、ありがとうございます。

恐らくこの会議の性質というか、10回にわたる議論を記録する意味では非常に重要な御指摘をいただいたものだというふうに思います。

では、亀井先生、お願いします。

○亀井主席研究員 改めて整理いただいてありがとうございました。

今の山本先生の意見を受けてでもあるんですけども、具体的なところまで及ばなかったというところを書くのも、それはそれでいいと思うんですけども、その前提で、今回の議論を踏まえたときに、じゃあこれまでの10年の歩みは何だったんだというところをしっかりと書いたほうが僕はいいんだと思います。

つまり、今回の議論による、ある種の物差しが入ったことによって、これまでの10年というのは何だったのかということをもまずきちんと確認するほうが僕は、次に向かつての建設的な、そもそもこの会の位置付けに多分かなう形になると思います。そもそも、この会は何か具体的なことを及ぼすということを期待したものではなかったのかもしれないわけで、そこの整理も含めて、それはできなかったという何か妙な反省モードに入るよりは、むしろ、そういった頭の整理ができたことによって、今までやってきたある種の市場の倫理を入れずに統治の倫理に徹底してきたという部分については、私はそれはありだったんだと思っていて、一方で、混ぜるな危険というところが見えてきたとか、あるいは統制のモードが幾つかあるんだということが分かってきたということが結局、じゃあ今までのところ、10年間を振り返ると何だったのかというようなところはあってもいいのかなというふうに思いました。これがまず1点です。

それから、もう1点なんですけれども、市場の倫理と統治の倫理はやっぱりあくまでもジェイコブスの言葉なので、一般的に市場と言ったときのステレオタイプの理解というのは、例えば市場の失敗みたいな言葉があるので、こら辺がやや、ちょっとすみません、谷川さんが大変いろいろ御苦労してくださって、かつ第1版と第2版を今見ているんですけ

れども、第1版から第2版の進化ぶりが激しいので、きっと何らかのインプットがあって書き直したんだと、率直に、すみません、これを公開の場で言っているのか分かりませんが、言っちゃったのでごめんなさい、なんですけれども、何か多分、著しいものがある、多分そこは本当に私的なペーパーとは言いながら、多分関係者の間で大分もんでいただいたというところはよく分かるんですけども、第2版になってなお、なんですけれども、非常に注意しなきゃいけないのは、世の中、例えばこの議論を見ていない人が読んだときに、あるいは規制庁の中で何年か経って読んだときに、例えば市場という言葉に対するステレオタイプの理解でいったときに、例えば市場の失敗とかというところが思い浮かんだり、ジェイコブスの文脈から離れたときに、この文章がきちんと読めるのかなと問題はあると思います。今この文章は、私たちはこの議論を重ねてきたから読んでいて誤解がないだけけれども、誤解がないように、例えばこれは、それこそアカデミアの世界で言えば脚注をしっかりと書くみたいな話なんですけれども、何か多分そういったことをもう少し工夫してもいいのかなと。概ね書いているところについては、全くそこは、特に第2版については違和感はないんですけども、もう少し多分その具体的な定義だとか、これは何を言っているものではないとか、そういった、すみません、やや何かすみません、アカデミアっぽい、作法的なお話をして何なんですけれども、誤解されないための工夫というものをもう少しきちんとしておいたほうがいいのかというふうに思います。これが2点。

それから、3点目なんですけれども、そういう意味では、これはちょっと今読むと、今の話でいうと第三者が読むと、多分、市場が万能に見えた人たちが書いたように見えちゃうんですよ。ちょっとそれもそうでもないはずなんですよね。そうでもないはずで、市場も失敗するし、統治も失敗するわけです。特に原子力規制については統治が失敗したわけですね、欠けとして認めるべきものを認める優先順位を誤ったという話ですし、それを無視したというようなどころがあったわけですから、そういった意味では市場も失敗するし、統治も失敗するということは、特にジェイコブスはしっかりそこは書いているわけで、そういったところも踏まえて、統治のほうはやや書かれているように思えるんですけども、何か市場が万能に見えてしまうというところについては避けてもいいんじゃないかなというふうに思いました。

以上、3点です。いずれにせよ、でも、これまで本当にありがとうございます。

○市村原子力規制部長 亀井先生、ありがとうございます。

貴重な御指摘で、我々は議論を踏まえて確かに書いているので、統治の倫理、市場の倫理というのが割と妙にすんなり我々の心に受け入れられてしまったので、ナイーブに書いていますけれども、少し、よく精査が必要かもしれません。

ほか、先生いかがでしょうか。大屋先生、お願いします。

○大屋教授 大屋でございます。

全体的には非常にこれまで我々がというか、特に私がいろいろと散漫なことを申し上げたのを要約していただいて、非常にありがたいと思うんですけども、一つの議論の筋というか、検討事項みたいなものを、今の亀井先生の御指摘とのつながりでいうと、結局まず一つは、規制の適切な在り方というのは、これまで原子力規制委員会、規制庁自体が非常に模索してきた。その中で、ただ、割と繰り返し一定のタイプの問題が出てきているように思える。それは結局、規制の空洞化ということであり、ある意味では事業者はきちんと守ろうとしていても、その実効性が現場に下りていくに従って失われていくみたいな問題なんだという話があると思うんですね。

そこで、今、市場の倫理と統治の倫理という問題が出て、これはどちらも失敗する話なんだというのが亀井先生の御指摘だと思うんですが、一長一短があるということだと当然思うわけですけども、実は要するに両方に共通する問題として、比較的エージェンシーがちゃんと機能していることを前提としている。つまり経済的インセンティブにきちんと反応すると考えているのが市場の倫理であり、法的なというか、制裁という威嚇に対してきちんと反応すると考えているのが統治の倫理なんですよね。それが実はうまくいかないから、一つは、そこに我々がきちんと思い至ったのだという話をすると、この後どうするかということを考えなきゃいけないんだという話として提示すると、正直でもあるし、ポジティブな言い方になるのかなと。

その上で、これをどこまで書くかというのはいろいろと議論が当然あるわけですが、アジャイルガバナンスという考え方もあるし、モニタリングですよ、人々の行為を待つのではなくて、状態というものをリアルタイムにきちんと見ていくということが、あるいは必要かもしれない。これまで同様にエージェンシーが失敗し続けるのであれば、そういう方向への進化、あるいはそういうものと混ぜていくということを考えざるを得ないのかもしれないというようなことを筋としては提示するといいいのかなというふうに思いました。とりあえずは。

○市村原子力規制部長 大屋先生、貴重な御意見ありがとうございます。

それではさらに聞いていきたいと思いますが、先生方がかまかまございませうか。それでは、関村先生、お願いいたします。

○関村副学長 関村でございます。

まず、資料1及び2、取りまとめいただきまして、大変ありがとうございました。的確に、これまでの議論を取りまとめていただいていると考えています。

それで今日、冒頭に谷川さんのほうから、この取りまとめについて、一般の方に向けてということもきちっと考えていくというのを明確におっしゃっていただきました。この点に関してなんですが、そういう方々も含めてメッセージを出していくということ、単に議論の取りまとめではなくてやっていくとなると、なぜ今この取りまとめをしていくのかということについて、メッセージとして提示すべき点が幾つかあるのではないかなというふうに考えます。

先ほど亀井先生のほうからもございましたように、10年間という期間についてですが、規制委員会ができて9年たつて、福島第一原子力発電所事故から10年が経過した、この重みをどのように考えていくかという点は極めて重要な視点だろうというふうに思います。これにつきましては更田委員長が3月11日にメッセージをきちんと出していただいておりますので、これを受けた形で取りまとめていくということでもいいかどうか、これにつきましては事務局並びに委員の方々の御意見が必要かなというふうに思っています。中身のところに関連するということでは、いわゆるレギュラトリーキャプチャー、日本語の訳が「規制の虜」になっているわけですが、これに対してどのように考えていくかというところが中身として極めて重要で、市場の倫理も含めた議論として語られるべきだろうというふうに思います。レギュラトリーキャプチャーを避けていくという観点からは、更田委員長の3月11日の訓示によれば、「事業者の足らない点について規制側が責任を取っていくというわけではない」と、説明をしていらっしゃる。この議論の背後をもう少し広げていって、規制委員会、規制庁自身がどのようにここを進めていくかというメッセージをいれただくことで非常に重要なつながりが出てくるものになると思います。

それから、もう1点、継続的な安全性向上という言葉の意味の、継続する主体、安全性向上していく主体、その中のもう少し大きな統治というものをどのように考えていくかという全体の主体、ここをもう少し丁寧に伝えないと、一般の方々には分かりにくくなってしまう可能性があるのかなというふうに思います。これが2点目のポイントです。

3点目は、継続的という言葉の持っている時間軸のことです。それは先ほど申し上げた

10年でどのように考えるかという点、10年たってどこを改善するかというのが見えてきたという観点と、さらに10年であって、それ以前も含めたところを考えると、日本の原子力事業の60年ぐらいの歴史を踏まえ、次のさらに中期的、長期的な課題に対しても備えていく、このメッセージが出せるのかどうかというところが重要な視点になるのかなというふうに思います。

以上の点、御検討いただければと思いますし、私の今の見方がもし間違っただのであれば、皆さんからも御意見を賜ればというふうに思います。私からは以上でございます。

○市村原子力規制部長 関村先生、ありがとうございます。

これも会議の位置付けとか、何のためにこういうものを書いているのかというところに関連する御議論だというふうに思います。

ちょっと先に皆さんにお聞きしていきたいと存じますが、先生方いかがでしょう。

では、板垣先生、お願いします。

○板垣准教授 板垣です。

谷川様と事務局の皆様におかれましては、これだけの議論についての的確な取りまとめをいただき、誠にありがとうございました。資料2、ざっと読ませていただきましたけれども、本当によくまとめられていると思います。私のほうから幾つか気付いたことをお伝えします。学生のゼミや、修士論文の審査のようになって申し訳ないのですけれども、あくまでもアドバイスのなものとして受け取ってください。

まず、一般の方に向けて読んでいただけるようにという点からすると、最初にある程度、定義付けであるとか、語句の意味を分かりやすく、イメージしやすいように書くことが大事だと思います。といっても、厳密なことを書けと言っているわけではありません。あまり厳密に書き過ぎると今度は何が何だか逆に分からなくなるので、例えば今回の一番大きなキーワードは「市場の倫理」と「統治の倫理」だと思うのですが、私も正直なところ、最初にジェイコブスの言葉が出てきてから、2、3回ぐらいはどういうことなのかと、意味も良くわからず議論に参加していました。それが、先生方の話を聞きながら、どういうことなのか、こういうことなのかと考えて、そのうち意味が分かってきました。恐らく、他の先生方にとっても、そのようにして共通認識ができ上がってきたと思うのです。

私の保障行政の話でいいますと、「統治の倫理」というのは法律などを使って、命令、強制、許認可を通じて、行政が公的な規制を及ぼすときのメカニズム、作動論理を指すものだと受け取りました。

それに対して、「市場の倫理」というのは市場経済の下で民間事業者が行動するときの原理である。ただ、「倫理」という言葉が入っているとおり、単に利益を追求して経済的な私利私欲を追求する、そういう自己中心的な行動原理ではない。民間事業者だって、市場というか、消費者からの信頼、社会からの信頼がなくなってしまうえば爪はじきにされて、誰もサービスや商品を買ってくれなくなり、収益を上げることもできなくなるわけです。したがって一定程度、自分を律するというか、好き勝手な行動は自制し、抑えをかけなければいけない、そういうメカニズムが働いてくるわけです。それが自主規制とか自己規制と呼ばれるものであるということは、私が最初のほうで申し上げた話です。

そうした「統治の倫理」と「市場の倫理」、その二つの定義を、もっと丁寧に、脚注などを用いて確認していただくことが重要になると思います。

それと関係する話ですけれども、統制手法のところ、谷川さんの資料2ですと11ページから12ページ辺りのところで、(4)具体的な手法というところ、これは前々回に私からも説明を加えさせていただいたところですが、添付資料という形でよいので、具体的な手法における検査の対象化、規制の免除、手続の一部適用除外について、簡単でよいので、具体的な例を挙げながら説明されると、もっと分かりやすくなると思います。

この手の会合の取りまとめや振り返りで難しいのが、抽象的な論理や議論の骨子の部分だけを、贅肉を取り除いて骨の部分だけを純粹にそぎ落としてまとめていくと、かえってどういう話なのか全体像が分かりにくくなってしまうことがあります。こうした弱点に対処するために、その辺りをバランスよく加筆修正していただければ、ほぼ完璧なものになるかと思います。

もう一つ、さきほどの「規制の虜」についても、翻訳が悪いと思うのですが、やはり正確な理解が難しい概念ですので、加筆していただければと思います。

○市村原子力規制部長 板垣先生、具体的な御指導をいただきましてありがとうございます。

それでは、勝田先生、お願いします。

○勝田教授 勝田です。資料ありがとうございました。

谷川さんの資料は今まで何回か出てきたのですが、それを見るたびにいつもなかなか、どういう気持ちで見ていいか、よく分からないことが正直ありました。すなわち規制庁はそうでもないのですが、例えば資源エネルギー庁とかの資料だと「我が国は」という言葉から始まり、やはり対決姿勢から僕は入ってしまうものなのですが、これを見ると私案というこ

ともあって、ちょっと肩透かしを食いながらどういう気持ちでいいか分からないときがずっと正直ありました。

今日、これもまた今朝の話なのですが、はっと思って、これはやはりかなり極めて内省的な文章なんだな、というのを自覚しました。そうじゃないかもしれないのですが、一見、取りまとめという形式的でビジネス的な話を書いているのですが、やっぱり内省的で。谷川さんも一般向けにも向けて書いたというふうには書いているのですが、もちろんそうかもしれないのですが、どっちかといえば自分自身、もしくはそれを翻って、規制庁、規制委員会の職員に対して問いかけているような話なのかなと、ちょっと自分で思って、それで自分の中で少し整理がついたところがあります。もちろん、それが悪いというわけではなくて、だからこそ、それは福島10年を迎えて我々はどうすべきかということになるかもしれないし、何が足りて、何が足りなかったのかという、一旦落ち着いて振り返る時期に来ているのじゃないかという、自分たち自身、規制庁の職員に対しての問いかけなのかなというふうに思って、ちょっと僕の中では少しすっきりしたところ。勝手にすっきりしただけなのですが。もちろん、細かい文章についていろいろコメントあるのですが、最初にそういうことを思ったということを伝えたいというのがあります。

もう一点は、その内省的というところを聞いてちょっと思い出したところがあって、全くこれ違う臨床心理の話なのですが、バウンダリー、日本語で言う境界線という概念があって。これは個人の話ですが、真面目な人は責任を覆いかぶって、人の仕事や責任まで覆いかぶって、自分はあまり幸せになれないわけです。でも責任を被せている人は、かぶせていることも気づかないし、自分が失敗していることは、他の人がかぶっているわけでのうのうと生きている、というのがあって。なので境界線というのをちゃんと考えましょうと。それは別に悪いことではなく、自分の仕事、自分の人生をちゃんとするためだという話なのですが、それを思い出して。今日のこの資料を見ると、もしかしたら規制の話でもあり得る話なのかなと思って。すなわちこれまでもずっと議論があったように、責任を持たすべきものはやっぱり事業者に責任を負わせないといけない。しかし規制側は規制側の規制責任もあると。どういうふうに責任を負わせるのか、あるいは自覚させるのか、そして自分たちも過度な仕事をしないように仕事を続けるべきか。本当の仕事ができるところに力を向ける、そういうことが必要だと思っていて。なので実はこれは臨床心理の話でもあるかなとちょっと思ったというのが少しちょっとあります。もちろん、何かそれが正しいかどうかとも分からないのですが、もしかしたらそうなのかなと。もちろん、それが悪

いわけではなくて。だとしたらそれ向けの文章も書く必要があるかもしれないし。でも、そうは言ってもこれは公式な会合ですから、対外的に何か書くべきというのであれば、それはそれでまた別なものを書く必要があるかもしれませんし、すみません、それについてまだ僕まだ整理がついていないです。とりあえず思ったことを言ったというのが以上です。

○市村原子力規制部長 勝田先生、ありがとうございます。

亀井先生、どうぞ。

○亀井主席研究員 すみません、1点だけ。

一つちょっともしかしたら抜けているかもしれないなと思ったんです。さっき大屋先生が触れられたことでもあるんですけど、さっきアジャイル行政云々みたいな話があったんですけども、今後求められる原子力規制にかかわる公務員像というか行政職員像というのは、多分、今回の話の中でかなり明らかになってきたと思うんです。例えば、名前をしっかりと出して発表するとか、あるいは自分が行った規制行為について、例えば振返りを自分の名前を付けて出すみたいなことについてかなり意義があったというのは、これは多分委員の皆さんは、かなりそこは頷かれたところだったとされていて、あれはすごくこの一連の会の中で結構大事な持ち帰りだったんだと思うんですね。それがちょっと今現時点のところの書きぶりでは、まあふわっとは書いてあるんだけど明確に書かれていないところはあると思うので、ここはやや抜けがあるのかなと思いましたので、しっかり書いていただいてもいいのかなというふうに思いました。それこそ1項目立てていただいてもいいんじゃないかなというぐらい、要は今後の原子力規制を担う職員像みたいなのは、その具体的なイメージとして書いていただいてもいいんじゃないかなというふうに思います。ここはもし可能であればぜひ構成の中でその議論を振り返るという中で、ぜひ追加していただきたい項目、(4)になるのか(5)になるのか分かりませんが、そこはぜひお願いさせていただきたいと思いました。

以上です。

○市村原子力規制部長 亀井先生、具体的な提案をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、一通り先生方にお聞きをしましたけれども、では、今度は規制委員会、規制庁の中でご意見あれば聞いていきたいなと思いますけれども、いかがでございましょうか。

○更田委員長 規制委員会、規制庁の中でといったときに、みんなが顔を見合わせてしま

うところにまだ少し役所的なところが随分残っているなどと思って眺めていて、私が口火を切らなくても、じゃあ俺、という人がいるかなと思ったのですが、何となく、ですから亀井先生がおっしゃったレギュレーターに求められる人間像というの、まだまだ継続的改善の余地が非常にあるんだなというふうに思いましたけれども、一方で、恐らくこれまで続けてきたような議論というのが旧規制当局、原子力安全委員会や原子力安全・保安院が開催していたら、恐らくこんな形式にはなっていないくて、先生方に御議論いただいて、事務局は恐らく最初と最後しか発言しない、それから、報告書の案のようなものができたらそれについてご説明という形で、議論に参加することはなかったでしょうし、しかも職名は言っても自分の名前は名乗らないケースが多かった。ですから、それはやってみて、これは審査会合等々などで取り組んでいるやり方ですので、この会合に始まったものではないですけれども、そういったところは取組として大きく変わった部分、表面的に表れている変わった部分というのはあると思います。

改めてこの会合を持とうと思ったところへ戻ってしまうんですけど、これ事業者側に対してではなくて、規制側の内部を見たときに、大きく二つの失敗があったんだと。一つは、もうこれ私、繰返し何度も言っていますけど、優先順位付けの失敗、それからもう一つはインセンティブ付与の失敗。重要な問題と捉えても内部的にインセンティブを与えられなければ組織動きませんし、組織の外でもそうなんですけど、特に規制内部として私はこの二つの失敗にどうして至ったのかというところで、これについては必ずしも会合で議論が尽きるものではないと思いますけれども、常に表に出しておきたいという思いがあります。

それから、市場という言葉は注釈抜きでは非常に使いにくいなと思うのは、同じ市場の失敗でもいくつかの本を読むと捉え方が、ですから普遍的な解釈がされるようなワードとして確立されているわけではなくて、常に説明しながら使わないと市場の失敗という言葉は使えないのかなというふうに思います。市場の倫理一つにしても、そもそも市場の捉え方にずいぶん幅がありますし、規制統制が正しく行われなければ市場は必ず失敗するというような主張はよく見られて、ですから、これは市場という言葉に対しても注釈が必要。私たちはこういう意味で使っているという注釈が必要なんであろうというふうに思います。

それから、規制委員会発足の時の思いを考えると、低頻度高影響事象の回避にものすごく注力したところがあるので、そもそもこういったものに市場を絡めたものは適用可能なかどうかというのはもっとつめる必要があるんだろうというふうには感じています。

それから、大屋先生がおっしゃったモニタリングというのは、ちょっと悶えてしましまして、というのは、果たしてモニタリングが可能なかどうか。できているのかという評価をすれば、できていないんだろうと思いますし、およそ、その実態というのは極めて厳しい状態にあるんだろうと思います。

それから、規制者の人間像については、これはちょっと面白い書物ができると思いますが、もう一つはこの会合、少なくとも規制委員会、規制庁側にしてみれば、とっても各参加者はとっても楽しめたんだと思いますけれども、それをプロダクトにするというところの難しさを、それでも谷川さんは大分乗り越えてくれたんだというふうに評価をしていますので、私はこの内容イメージは、今、個人の作として見る分には、非常に良い出来だと思っておりますので、引き続き叩いていただければというふうに思います。ありがとうございます。

○市村原子力規制部長 委員長、ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

伴委員、お願いします。

○伴委員 いろいろなご意見をありがとうございました。

先生方のいろいろ指摘を聞く中で思ったことが二つほどありまして、一つはその亀井先生が、要はこの会議の議論を通して、いろいろ視点が得られたので、その視点からこれまでの10年を振り返るべきではないかと。それは確かにそうだと思うんですけども、実際、日本のその原子力規制行政はこの規制委員会ができたところで不連続点ができているんですけども、でも、その前、何もなかったわけではないんですよ。その前だって一応規制はあって、それが有効であったかどうか、良かったかどうかというのは置いておいたとしても、あって、そこで関わった人はいろいろ考えてきたことは事実なので、そうしたときに資料として市村部長と更田委員長がまとめたUSNRCを中心とした海外で何が起きていて、その時に日本の規制機関は何をやっていたか。それは優先順位付けの間違いというところにも繋がるんですけども、当時やっぱり何を考えていたのかということのを改めて振り返るものでもあるのではないかと。だから、その意味で何を考え、何をやってきたのかというのは、規制委員会ができる以前までやっぱりこう思いを馳せて、連続なものとして捉えるべきではないかなと、一つそういうことを思いました。

それから、もう一つは、勝田先生が谷川私案を非常に内省的な文章であるというふうにおっしゃった。確かに、それはそうなのかもしれず、こういったまとめを、主語のはっ

きりしないお役所的な形でまとめると、多分、責任逃れの文章になるんだろうと思うんですね。それで、とりあえずこうこうだからこれでいいんですよという、何か自分を正当化するような非常につまらない文章になると思うんです。それをそうしないために、やはり我々は人間としてここにそれぞれが関わり、こういうことを考え、でも、これだけじゃ足りないよなという悩みを抱いているという、そういう顔の見える行政というか、そういう形でまとめることで、だから勝田先生がおっしゃる、その内省的なものを残すことで、むしろこの後の読み物として耐え得るものになるのかなと、そんなことを思いました。

以上です。

○市村原子力規制部長 伴委員、ありがとうございます。

今日、ちょっとまだ明示的に確認してないんですけど、今ちょっと議論に関連して、この文書、どういう主語で書くかということで、この文書は今日の資料1にもあるんですけども、検討チームとしてのクレジットで書こうと思っていて、割とこういう審議会的なものだと、先生方からのご指摘を受け止めて、事務局である何とか省が文章を書くということが多いんですけども、もちろん我々下書きはしますけれども、先生方も含めた検討チーム、この1年間議論してきた検討チームとしての記録というか、議論の成果物ということでまとめたいというふうに思っております。特段、ご異論なければ、そのようにさせていただきますと思っています。

ほかにご意見、ご質問等あればお願いします。

○荻野長官 この作成過程で事前に谷川君のものを讀んだりして若干議論をしていたときに、規制の虜というのはなかなか説明難しいねみたいな話をしていた、今日図らずも関村先生とか板垣先生からその話も出て、やっぱりそうだと思います。特に、古くからある言葉ですけども、規制委員会との関係では、国会事故調が規制の虜という言葉、国会事故調なりの多分意味付けで使って、それが世の中的にはある種の出発点になっているという面もあると。他方、3月11日に更田委員長から職員向けの訓示等もありまして、そこでも引用されていますけれども、私が思っておりますのは、虜になるという結果もそうなんですけど、どうしてそうなるのかというそのメカニズムについては、やはりアメリカはアメリカ、日本は日本、あるいは、対象となる行政領域によっていろいろあるんだろうと。典型的には、贈収賄が起きるような意味での腐敗をして虜になっちゃうというケースもあるんですけど、そうじゃなくて、とりあえず一生懸命やっているんだけど虜になっちゃうということもあるかもしれない、そういう意味で、事故前における規制のあり方みたいな

ことも、どの部分を虜と認識しているのかとか、それはどういうメカニズムであったのかみたいなことは、経済学上の理論としてどうこうということとは別に、説明をしたほうがいいのか、それが有益かなと思ったのです。それこそ大学のゼミのレポートではないので、規制の虜という理論を極めるということでは必ずしもなくて、何を言いたいんだというところがもうちょっと説明されたらいいのかなと。たまたまそういうこと思っておったものですから、そういうことのご指摘かなと思いました。それとの関係で言うと、先ほど伴委員からご紹介のあった、更田委員長と市村部長の紙もそうですが、それ以外にも規制庁側がいろいろ個人のクレジットで西崎君とか正岡君とかが出している紙があって、一応事前に読んでいただいているという前提で、この場での説明はそれほど時間をかけてやっていないんですけれども、その辺の言わんとしたことみたいなことをちょっと言葉にして、方向性を示すというか、あるいは規制委員会の外側、距離の離れたところの人が読んでも分かるようにするというか、一種のサルベージ的な作業をして、言わんとするところを残しておくみたいな意味でちょっと加筆したほうがいいのかなどというようなことを思いました。

以上です。

○市村原子力規制部長 長官、ありがとうございます。

金子さん、お願いします。

○金子審議官 規制庁の金子でございます。

先生方のコメント、それから今まであった、委員長、委員等のコメント、みんな今日のコメントはどっちかという我々自身がどうしたらいいかということが結構振り返られていて、今まで議論の内容はこの統制による行動変容の対象は被規制者だったんですけど、我々自身がどう統制されていると、そういうことがちゃんと続けられるのかという視点も実際はとっても大切な論点だったんだなというのを改めて気づかされました。先ほどの行政官僚みたいなありましたけど、そういうのを書くところに多分、この規制機関としてはどういうモチベーションなのか、あるいはどういう規律なのか、どういう価値軸なのかというのを持ち続けなければいけないのかみたいなことがきつとその行動を維持したり変容させたりするための一つのバックグラウンドになると。そういうようなことがとっても大事なので、それをきちんと続けていかなきゃいけないよというのが恐らくあって、それが実際の政策なのか、精神論なのかというのはちょっとまた難しいところありますけれども、そういうのもきちんと位置づけておかないといけないんだなというのは、今日の先生方の

コメントを聞いて非常に強く感じた部分でありますので、そういうのもきっと中に入ってくる場所に必要なのかなという感じがしております。

私からは以上です。

○市村原子力規制部長 ありがとうございます。

これまで少し規制委員会、規制庁側からリアクションしていますけれども、先生方、何か追加でご意見等あればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

関村先生、お願いします。

○関村副学長 ありがとうございます。

今まで規制庁自らが内省的にいろんなことを進めてきた、その一端として、例えばIRRSにおける自己評価報告書、これをしたためていただいたことは、私高く評価しているところです。それがさらに一歩進んだ形になって今日の議論につながってきているということは、極めて重要な点かなと思います。参考文献として出ていないわけですが、先ほど伴委員からもありましたようにIRRSを受検して、しかし、その前に原子力安全・保安院がIRRSを受検したときには、そこに対する対応というのは極めてpoorに見えているものがあつた。この比較は重要だと思います。これは中期的な振返りという意味で申し上げました。一方で、谷川さんの文章の一番最後のところ、さらなる議論が必要であるというふうに提示がされている安全目標の件、ここをどのように的確に将来へのアクションとして提示をしていけるか、ここのギャップがまだうまく記述できてないと考えています。先ほど、更田委員長からもありましたように、低頻度高影響事象であるという観点、それから、各国の規制側が重点的に扱っていくべき課題というものが必ずしも自然現象に伴うようなものではないという事情も踏まえて、我々、どのような論理を構築して安全目標の議論というものをしていくか、これが極めて重要な点かなというふうに思います。

一方で、ここでは、安全目標がHow Safe is Safe Enough?という観点で、原子力利用の正当化の問題であるというふうに決めつられているところから抜け出さなくちゃいけない。しかし、この議論がまだなされていないという問題点についての指摘をきちんとして、いわゆる安全目標という議論を国内でも、例えば学会でもいろんな議論が進んでいるところとどのように結びつけていくか、ここまでの課題として提示ができればよろしいのかなというふうに思いました。これは規制行政の話に加えて、極めて難しい問題があり、倫理というものの中でどのように解決し得る問題かという、極めて大事な問題提起を含んでいるなというふうに思います。したがって、さらなる議論というふうに遠くに追い出し

てしまうものではない形で、ここもまとめていくということは重要なことというふう感じ
ております。

私からは以上でございます。

○市村原子力規制部長 関村先生、ありがとうございます。

今、関村先生ご指摘いただいたように、あるいは、先生方、今日、ご議論をいただい
ているように、1年近くにわたって議論してきましたけれども、その具体的なものにまと
まったものというよりも、むしろ今後さらに考えていくべき課題というふうなものがむ
しろまだたくさん残っているという状況だと思ってまして、そういう意味では今、関村先
生ご指摘いただいた谷川紙で、今日、詳しく議論しないとは言っていたんですけども、
14ページ、15ページの最後のあたりに、今後やっていくべきことというのを少し書いてい
ます。すぐできることと、それから、今、関村先生ご指摘いただいたような、遠くに追い
やってはいけないというふうには言われましたけれども、少しまた時間を使ってしっかり
議論して、べきことみたいなものを書いています。この辺りについても、ほかの先生方も
含めてご意見等をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○山本教授 名大の山本です。

二つありまして、1点目が関村先生が今おっしゃられたところで、今日は資料2につい
て詳細は議論しないということだったんですけども、安全目標に関連して書いてあると
ころは、ちょっと取ってつけた感というか、違和感が相当あって、そののところ、また後
ほどコメントする機会があるというふうに思っておりますので、またその際に意見を述べ
させていただければと思います。

二つ目のところで、これまであまり明示的に議論には出てこなかったんですけども、
レギュレーションとオーバーサイトという言葉があつて、どっちかという、例えば新検
査制度なんかはオーバーサイトというのを指向していて、それが今日いろいろ議論に出た
統治の倫理と市場の倫理とある程度関連するところがあるのかなというようなところをち
よっと感じていまして、あまりこの検討チームでは明確には議論してこなかったんですけ
ど、オーバーサイトと従来のレギュレーションの関係ですね、その辺については何がしか
このメモに記載を残せばいいのかなというふうに思いました。

ちょっと抽象的な意見で申し訳ないんですけど、以上です。

○市村原子力規制部長 山本先生、ありがとうございます。

委員長、お願いします。

○更田委員長 山本先生に対するお答えですけど、安全目標が取ってつけたのは、あれは取ってつけたので、取ってつけたように見えるんだと思います。というのは、谷川さんは谷川さんでまとめていたんだけど、メンバーの中でとにかくいずれなのか、すぐなのかは別として、安全目標の議論というのをやりたいとずっと言っている人間がいるもので、それで谷川さんはそれを取り込んでくれたんだと思います。ですので、取ってつけたものであります。

○山本教授 名大の山本です。

取ってつけた方がどなたかというのは大体分かったんですけども、少し規制側から安全目標という話をするときには、さっきまさに関村先生がおっしゃったんですけども、正当化というのとちょっと違う切り口で議論できるはずなんですね。そういうところ、また、後ほど議論できればと思います。

○市村原子力規制部長 ありがとうございます。

おそらく安全目標の議論、正当化の議論のものすごい上流のところからもうちょっと規制側から見た違うところ、いろんな議論を含んでいると思うので、もし、この議論を進めるにしてもどういう観点でどういうことに着目した安全目標なのかというのを議論しないと、おそらくまた発散していつてしまうんだろうなというふうに思っています。

では、勝田先生、先。その後、亀井先生、お願いします。

○勝田教授 勝田です。

先ほどは全般的な話だったので、ちょっと細かい話にはなりません。今の安全目標の話が出たのですが、今度は逆のベクトルで、バックフィットは、やはり利害関係者からは早く整理してほしいとか、あるいは規制者の中でもこれをどう考えるか、ということはあると思っています。なので、バックフィットはバックフィットでどう整理するべきかというのは、ここでも少し出てきたんですが、今、私たちが議論している話とどう結びつくのかというのもまたあるのかなと思いました。ここの14ページ、15ページの今後に向けての話で、例えば個人名義についての重要性の話が出たのですが、もちろん、それ自体は僕も重要だと思っています。ただし、本当に重要なのは、失敗を恐れない発言というか、そういうのを認めている風土がある、本当はそういうのがちゃんと全体を通してあるというのが本当に一番重要なことだと思っています。規制庁内部にとってもそれを確認することは重要だし、それがあつての発言というふうにしないと、結局、みんな萎縮してしまって何も言えないことになってしまいますから。まずそれが重要であると。もう一個重要な点があ

って、そういう態度で仕事をするということはおそらく被規制者にもそれを促すということも堂々と言える話になると思うのです。だから、そういう意味では意見表明そのものは結果であって、その背景にあるのは、とにかく失敗を恐れずに正しいと思って安全を守るための発言であるとかですね、そういうのが前提にあるというメッセージとしてちゃんとあれば、被規制者にも自信をもってそれを伝えることもできるし、自分がやっているのだからあなたたちもやりなさい、というふうにつなげられる話なのかなと思いました。同様なことなのですが、15ページの「『ゆらぎ』を与えて自らを省みる」という話もあるのですが、これもそのとおりだと思います。ただ、僕みたいに外部の人間はバランスが分からなくて、ゆらぎを与え過ぎて態度を硬化されたらどうしようかなみたいな、そういうところもないわけではなくて、そういう意味でもゆらぎを与える場に積極的に関与するという、ここに書かれているのは非常に重要な話であって、ただ、これもやはりその前提となる背景となるものがあって、それは謙虚に物事を考える、人の話を聞く、結局は人の命を預かっているという謙虚さ、そういうことがやっぱり背景にあるというのをちゃんと前提としてこういうことを書けば、これもまたやはり被規制者に伝わる話だと思うのです。だから、やはり自治体の話を聞くとか、一般の人の話を聞かないといけない、そういうふうに促すこともできると思うので、そういう背景に眠っているものをちゃんと示してくれたら、結構、被規制者に対しての単なる内省的ではなくメッセージにもつながるのかなと思いました。

もう一個、ちょっと補足なのですが、欠けの話が出ていて、確かに、欠けの発見と対応とあったんですが、僕はちゃんと欠けの力学みたいなものがあると思っていて。例えば、欠けを発見するという行為は、ほかの欠けを逃がしてしまったり隠れてしまったりというふうに動きがあるような気がするのです。欠けを見つけることによって、実験でよくあるんですが、失敗を見つけたらその後小さい失敗がいっぱい見つかったりするのですが、で、それがまたどこかに逃げるかもしれないし。あるいは欠けを見つけたときにどう反応するかというのがやはり重要なことなので、欠けの力学というかそういうダイナミクスというのがやっぱり重要なのかなと思いましたし、それはまだ十分議論されていないような気がしました。

すみません、以上です。

○市村原子力規制部長 勝田先生、ありがとうございます。

では、亀井先生、お願いします。

○亀井主席研究員 実は、今、勝田先生がお話しされようとしていたことを、大分、勝田先生がお話ししてくださったんですけれども、その前に山本先生がお話しされたこともそうなんです、14ページ、15ページに書いてあることが、なぜそうなのかということがやっぱり前段に示されていることが必要で、ちょっと取ってつけた感というのは、現状、これでいいんですよ。これでいいんですけれども、何か、これも論文指導みたいになっちゃうんですが、「見通しのいい論文」と私は言うんですけれども、要は、後ろにあるものと前にあるパーツがきちんとつながっているというのがとっても大事で、特に、この場合は、具体的なアクションとして示すのがⅢなんだとすると、ⅢというのはⅠ、Ⅱで示された基本的な方針だとか考え方だとか、あるいは、そこにある倫理観だとか、そういったようなことに基づいて、あるいは、ある種のダイナミズムに基づいて行うことがこれであるということを示すわけなので、必ず根っこがⅠ、Ⅱにないといけないんですけれども、取ってつけた感だけではなくて、やっぱり、それがまだ十分に書き切れていないなというふうに思います。

さっき申し上げた原子力規制職員としてのある種の像というのは、今、勝田先生からお話しいただいたように、まさに、そういったことがあった上での意見表明、高じての意見表明になりますし、逆に言えば、具体が見えたことで、どういうふうな、ある種、抽象が見えたのかというところを、もう一回、演繹的に考えるということも必要だと思いますので、そこを考えたらいんじゃないかなというふうに思いましたというのが一つ。

それから、二つ目は、私自身は、この会では多分、外部者として刺激を与えなさいというような立場だったんだと思うんですけれども、なので、原子力規制全体の村でいうと、完全に多分、外部者なんだと思うんです。政策評価の立場では、少し関わらせていただいていますけれども。

と考えると、それぞれの立場として、多分、このチームとしてこの文章を書くというのは、多分、何か加筆できるところがあるはずで、それは自分が関わったことについて、発言したことについて加筆するということはもちろんなんですけれども、ネクストステップについても加筆できるところがあるはずで、そこは先ほど関村先生からお話があったところがすごく大事で、「さらなる検討が必要である」みたいなところでとどめずに、そこを多分、もしかしたら引き取る努力というのもそれぞれが少ししてみてもいいのかなと。チームとして書く以上、そこは、ある種、提案として申し上げたいなというふうに思います。

それから、3点目は細かいんですけども、市場の倫理、統治の倫理というのは、これは和訳でして、もともとは、これはコマースでありポリティクスなんですよ。なので、あくまでマーケットを言っているわけではないんだというのは、よく理解しておいたほうがいいのかなというふうに思います。かつ、コマースというのは、つまり、どういうことか。これ、本文の中には「商人道」と「武士道」という言葉があるんですけども、案外、僕は、そっちのほうが直感的には理解しやすいんだろうなと思っていて、要は、長い利益を考えたら信頼関係を作ったほうがいいですよというのと、自分が何か最後は刀を抜くぞということでやっている武士道というのの違い。さっき大屋先生からもお話がありましたけれども、現代社会においては法が機能するということですよ。というような形ですので、そういったところも含めて、ちょっと具体的に書いておいてもいいのかなというのは、すみません、この言葉を言い出した者の責任としてちょっと思った次第であります。

以上でございます。

○市村原子力規制部長 亀井先生、ありがとうございます。

亀井先生が二つ目におっしゃられた点なんですけど、最後、言おうかなと思っていたんですけど、このテキストに、もちろん今日の御議論を踏まえて事務局としてもさらにアップグレードを図るのですけれども、先生方からも具体的に「これを盛り込め」という、あるいは、「このテキストをちゃんと入れてくれ」とかというテキストを頂いたりとか、あるいは、途中で議論がありましたけれども、参考資料も、全部ではないと思いますけれども、これまで種々先生方からも頂いたものを、この資料を理解するために必要なものは適宜添付をしようと思っているのですけれども。それも、むしろ時点修正だけではなくてアップグレードするほうが好ましいというものがあれば、そういうものもお願いをして、頂いて、適切に添付をしようかななどと考えておりましたので。

そういう意味では、具体的なものを頂くというのがありがたいなというのを最後に言おうかなと思っていたんですけども、亀井先生に言っていただきましてありがとうございます。

大屋先生、お願いします。

○大屋教授 ちょっとした付け足しではあるんですが、その辺りの観点で言うと、最後の具体策の話なんですけれども、一方では、規制庁側の方々が、勝田先生がおっしゃったように、ある意味では失敗も恐れず様々な発言をしていくと。それを事業者側としても受け止めて、やっぱり、その下で自由なコミュニケーションみたいなものが成立することを目

指していくという話だと思うんです。

きれいごとではあるんですが、そのための場として学会というのがあるのであると。アカデミアというのは、社会的な立場というものを一旦捨象して真理の探究のためのコミュニケーションを行うんだというような、繰り返して言うと、きれいごとではあるんですが、なかなかそうはいかんのだけれども、それを理想としてやるんだと。そういう意味で、アカデミックなコミュニケーションの場をどういうふうにご利用していくかと。また、それを専門家同士、規制側、事業側はともかく、専門家同士のコミュニケーションというだけではなくて、それを社会的に、どういう形でメッセージとして、あるいは情報として展開していくかということとも重なると思いますので、その点も含めて記述されるといいのではないかというふうに思いました。

以上です。

○市村原子力規制部長 大屋先生、ありがとうございます。学会の活用の話は、前回だか前々回だかも少し御指摘をいただいて、重要な指摘だと思っています。

この会議でも、先生方御記憶のとおり、事業者を呼んでお話を聞いたことがありました。それは、先生方はどう受け止められたか、それぞれ違うかもしれませんが、こちらは、たしか委員長か長官か、まとめておられましたけれども、やっぱり驚くべきことは決して言わないということでありまして。それは、先ほど御指摘いただいたのは、失敗を恐れずに発言すると。我々も失敗を恐れないように、とはいいいながら、それなりに気をつけて発言をしていますけれども、事業者は、より、決してそういうことをしないという態度を見て。

そういう意味では、今、大屋先生にいただいたような、やっぱり、そういうしがらみの中でというか難しい中で、なかなかコミュニケーションがうまくいっていないという側面があると思いますので、そこは、この会議でも何度か御議論いただいたように、改善の、あるいは工夫の余地のある部分なのだなと思ってしまして。そういう意味では、もしかしたら、我々があまりうまく活用というか参加できていない学会というものが一つの切り口になり得るのかなというふうには感じています。ありがとうございます。

ほか、いかがでございましょう。

黒川さん、お願いします。

○黒川政策立案参事官 原子力規制庁、黒川です。

失敗を恐れずに発言というキーワードが幾つか出たので、失敗を恐れずに発言をさせてい

ただきますと、私、この議論を聞いていて思ったのは、低頻度高影響事象という議論があったと思うんですけど、そういうのって新知見として発見されるというよりは、もう見えているけど、そこまで対応せんでええじゃないかというところから起きるんじゃないかなと何となく思っていて。1F事故も多分そうで、津波があるなんて当たり前で分かっていたけど、そこまでせんでええやろとなっていたから起こったのかなと思っていて。そうすると、また、次もそういうやつじゃないかなと思っていて。

例えば、巨大噴火って、明日起きるという想定での対策って多分していないんですよ。あと、内部職員が何十人も結託して乗っ取ってみたいなのって、多分想定していなくて。そこまで想定して完璧な対策を取れと言い出したら切りがないんだけど、いざ起きたときにどうするかって、ちょっとでも考えたことあるのというのは、どうなのかなと思っていて、そういうところが私的には大事なんじゃないのかなと思っています。

例えば、1Fの例であれば、本当に津波が起きると真剣に思って防潮堤まで作っておけると、それは確かに事前にやるのは難しかったと思うけど、あったら本当に困っちゃうから、電源車ぐらい置いておこうかなみたいな発想までは至れたんじゃないかなと思っていて。例えば、明日、巨大噴火が起きても大丈夫なように、完璧に対策しておくとまでは思わないんだけど、起きたら、こういう設定にして、すぐ逃げましょうとか、こういう状態にしたなら多少ましになるかもみたいな、これは一例ですけど、そういう部分が本気で危ないという意味では大事なんじゃないかなと思っていて。

だから、この報告書にどうこうというわけじゃないんですけど、欠けの発見とか対応というよりは、欠けなのは分かり切っているんだけど、そこまでやることはないやろうと思っていることについて、でも、一応、念のため、そんなこともあるかと、と考えてみたかというところが大事かなと思っていますということだけ、感想めいたことですけど、思いました。

○市村原子力規制部長 ありがとうございます。

板垣先生、お願いします。

○板垣准教授 今の黒川さんの話に関連して、リスク管理について、今まで出てきていなかった論点を提示します。よく言われる、旧日本軍がなぜ失敗したのかという話ですが、ここの戦場で負けたらどうするかということをあまり考えないで、希望的観測に基づいて計画を立てたことが失敗の原因であると言われます。ミッドウェーで勝って、次はレイテ島で勝ってとか、ほとんど都合のいい願望混じりで、すべてうまくいった場合の仮定だけ

を積み重ねた計画の立案をしていくから駄目だったのだという話です。

これに対して、アメリカ軍は、そのこのところの発想が違う。ここが失敗したら、次はこういう策がある、さらに失敗したら、こういうのが控えているというように、常に最悪の選択肢について想定されているというのが、伝統的な戦略になっていると聞きます。こういうところが、やっぱりアメリカは違うなと思ったものです。

そういう軍隊みたいな発想が原子力発電のリスク管理についても成り立っているかどうかは分からないのですが、そういったところも付け加えていただけたら嬉しく思います。
○市村原子力規制部長 板垣先生、ありがとうございます。

更田委員長、お願いします。

○更田委員長 今、黒川さんの話を聞いていて思ったのは、実は、あんまり議論を広げてしまうと、もう、とめどなく広がってしまうなという思いはあって、何が浮かんできたかというと、例えば、原子力の規制する側、それから、過去ですけど、される側にいたときに、共通してあるのは、特殊性に関して、原子力に携わっている人間の独特の被害者意識があるんですね。というのは、リスクというものを捉えたときに、原子力というか、正確に言うと放射線によるリスクというものが不当に扱われているのではないかという。これが正当か不当かという議論は、また別として。

ただ、その意識が非常に強くあるのは事実で、自然災害のリスクを考えたときに、例えば、津波や地震や火山影響も含めてですけど、自然災害によって実際に亡くなられる方の被害、リスク、直接的に自然災害そのものに、それから、それを受けて発生した原子力事故というのの被害というのを比較する議論って、ないですよ。ないというか、そこに放射線の影響というものが介在することで、当然のことながらではあるんだけど、極めて扱いが変わってくると。

その扱いが変わることを受け入れるとしても、それが正当に違っているのか、それとも理不尽なのかという思いは、すごく共通して原子力ないし放射線に携わる人たちにある程度共有したものがあんじゃないかと思っていて。それも議論の対象になるんですけど、これはこれで一つ、とっても大きなテーマなんだろうというふうに思っています。だから、黒川さんの指摘というのは、これまでもあったし意識もされているんだけど、ただ、非常に大きなものなんだろうなというふうに捉えて聞いていました。

○市村原子力規制部長 勝田先生、お願いします。

○勝田教授 黒川先生はじめ板垣先生、あと更田委員の話聞いて、ちょっと、それもま

た感想めいた話なのですが、やはり日本とアメリカの関係というのを思い出しました。そうですね。いわゆる娯楽映画一つを取っても、アメリカって、何でこんなB級映画を真面目に作るのだらうと思ったこともあるんですが。原子力規制を見ていても、アメリカの規制は本当に何でこんなところまで、起こるかどうかわからないのにここまで徹底して、しかも数字を使ってやるんだらうと、いつも思っていたところはあります。

かたや一般向けの、もう今はないと思うのですが、地域の電話帳を見せてもらったことがあるのですが、電話帳の後ろにFEMAとか災害対策のページがあってそこに「津波が来たら、こうしなさい」、「火災が起きたら、こうしなさい」とあって、それと並列の状態で「原子力災害があったら、こうしなさい」と普通に淡々と書いてあったのを見て、日本と違うなと思ったことがあるんです。なのでこれが答えだという話ではないんですが、皆さんの話を聞いて、日本とアメリカは何でこんなふうに違うんだらうというのはちょっと思ったところがあります。

すみません、単なる感想ですが、以上です。

○市村原子力規制部長 勝田先生、ありがとうございます。

確かに、アメリカを見ていると、多くの場合に、裾野が広いというか、足腰が強いというか、というところを感じるところがあって、特に、原子力の世界でいうと、やはり大きな違いは、国立研究所などが圧倒的に裾野に広がって、先ほどの人材じゃないですけども、人材の層も含めて、あまり表現はあれですけど、比べものにならない厚さを持っているのだらうなというふうには思っています。

更田委員長、お願いします。

○更田委員長 勝田先生に対するレスポンスなんですが、勝田先生は米国の例を出されて、私たち、USNRCはものすごく接点が高い。私もそうだし何人かのメンバーは、それこそ40年ぐらいずっと、特定の人とずっと付き合っていたりするんですが、たまに感じるのは、彼らがつくづく軍人だなというイメージなんですね。実際に軍の出身者がものすごく多いのは、ネビー出身が検査官、審査官の半数ですかね。ちょっと統計のあれは知りませんが、ものすごく軍人が多い。彼らと津波の話をしているときに、彼らは「敵がどう攻めてきたら」という言い方をするんですよね。だから、常に敵がそこにいるということを想定して。

そもそも「深層防護」という言葉も軍事用語から来た言葉ですし、安全に対する備えの考え方が、比喻としてではありますけれども、「敵がこう攻めてきたら、こうするん

だ」という話法を取る。これは私たちが具体的な措置として改善のしようのないものですが、そういった構成の違いというのは非常に強く感じるので、そこから学べるものは学びたいと思いますし、限界があるということを知るといことも大事だろうというふうに思います。

○市村原子力規制部長 ありがとうございます。

関村先生、お願いします。

○関村副学長 今の勝田先生の問題提起と更田委員長からのコメントを例えばアカデミックな立場でお話を申し上げますと、先ほどの軍事用語としての縦深防護、それを原子力の世界で深層防護と言い代えてきた。そこの話はストーリーとしてきちんとあり、その中で原子力に携わってこられた方々の被害者意識というのがあったかなと思うんですが。

元のアカデミックなところに戻りますと、これらをどういうふうな体系として理解をしていくべきかという議論、これは、現代風と言えるのかどうか分かりませんが、いわゆるレジリエンス工学というものとして、今、発展をしようとしているというふうに考えています。

レジリエンスという言葉の直訳は回復というふうに考えていらっしゃる日本人の方が多いのですが、当然、将来への備えをどの程度するか。それから、災害が起こりそうになった、あるいは起こったとして、それに対して、どのようにその影響を少なくするように吸収をする、あるいは抵抗するのか。さらに、その後の回復過程とそれに対する外部のアシストをどうするか。さらに、それらを踏まえて次のステップとして、どのような新しい平衡状態を創っていくか、こういうものをセットにする学術的な考え方がレジリエンス工学だというふうに考えています。

もし、この検討チームでも、プレゼンテーションができればと考えてきましたが、私として提示したかったのは、やっぱりレジリエンス工学というものと原子力の安全がどのように関わってくるべきだろうかという問題提起でございます。この考え方をどのように取り入れていくかというのは、時間軸の中で考えなくちゃいけない。あるいは、準備をするということがどのように正当化されていくのかというような問題も出てきます。こういうところの議論をきちんとやっていくということがあり、これらが安全のいわゆる目標と言っていたものの中にうまく組み込まれていく必要があるんじゃないかなというふうに考えています。

こういうところが規制の中にどこまで取り込んでいただけるのかということについて

では、今回の報告といたしますか、取りまとめの中に入ってくるべきなのか、それとも違った場面でアカデミックな立場で議論をしていくというのをもう一歩、進めるべきか、こういうところがポイントになるかと思います。

いわゆるレジリエンス工学学会というのはないんですが、横幹連合という工学の分野からさらに社会科学、人文科学に広がったような集まり、学会間のつながりの連合があって、この中では中心的な課題として議論がされている。例えば、横浜国大の先生とかが中心になりながら進めているところがございますので、こういうものも次のスコープとして取り込んでいくということがテークノートされればいいかなというふうに考えています。

皆様の議論を聞いての感想めいたところですが、私からのコメントとしては以上でございます。よろしくをお願いします。

○市村原子力規制部長 関村先生、重要な御指摘をありがとうございます。

なかなか、すぐに前進できることではないんですけども、テークノートをしっかりさせていただきたいと思います。

ほかには、いかがでございましょう。まだ、時間がございますけれども。

伴委員、お願いします。

○伴委員 ちょっとまとめ方を外れて放談会みたいになってきているので、そのついでにということで今、思ったことを申し上げたいんですが、役割というのと責任というのをどう捉えているのかなというのがちょっと気になっています。

日本人の感覚として、役割を果たす、これはいいことです。でも、責任を取るというと、往々にしてネガティブな意味で取られる。そういう中で、役所に恐らく社会が求めているのは無謬性ではないかと思っていて、そのために役所はできるだけ無謬であろうとする。それは多分、幻想に近いものがあるんですけども、それでも、それが達成できるかのように振る舞い、そのために個人が責任を取らなくて済むような仕組みをつくり上げてきた、そんなイメージがあるんですね。

そういう文化の中での組織としての責任とは何であり、役割とは何なのか。また、その組織を担う個人の役割とか責任とは何なのか。そこを多分、詰めていかないと、今後、原子力規制庁職員は失敗を恐れずに積極的にどんどん発言すべきだということがちょっと何か浮いてしまうかもしれないなど、そんなことを感じました。

さらには、それは規制そのものの在り方にも関わってくるのではないかと、そんなことを考えています。つまり、日本人の恐らく考え方は、ちゃんとすればいいんだよという

のが根本にあって、原子力という技術を使うに当たっても、使う側がちゃんとしていればそもそも事故は起きないのだという、そういう発想に立つんですけれども、でも、もしかすると、文化が違うと、そうではなくて、人間はそもそも間違えるものだから、ちゃんとやろうとしたってちゃんとできないんだよと。ちゃんとできないんだから、だとしたら、それを別途チェックする役割を独立した機関に与えなければ、それはうまく回らないじゃないかという発想に立って規制をやるのと、いや、ちゃんとやればいいんだからという立場で規制機関を一応、形の上で置くのとは、多分、雲泥の差があるんじゃないかと、そんなことをちょっと思いました。

○市村原子力規制部長 亀井先生、お願いします。

○亀井主席研究員 今の件、とても大事なところで、これ、さっき大屋先生がおっしゃったアジャイルガバナンスみたいな話に通じるんですけれども、少なくとも東京電力福島第一原発事故を起こした時点で、今、おっしゃった無謬性を国民が本当の意味で期待しているかといったら、僕は、それはもうないと思います。まず、それはないという前提に多分、立たないといけないというのが一つ。

もう一つは、まさに「アジャイル」という言葉が最近いろんなところで言われていますけれども、まさに今、伴委員のおっしゃった話というのは、そうだよなという意味でおっしゃったんだというふうに私は理解しているんですけれども。そもそも人間がちゃんとやっても間違えることはあるというふうに立ったときに、どうやって第三者を置くかとか、さらには、その奥にまた第三者を置くかというような、ある種、仕組みでそれを限りなくゼロに近づけていき、それでもというところというのが一つ。

もう一つは、あと、ここの時間軸が、今までは1年に1回、見るだったんですけども、さっき大屋先生がおっしゃったモニタリングという話が、まさにここから出てくるんですが、様々な社会がデジタル化していくことによってモニタリングのスピードが一気に上がるわけですよね。スピードが上がったときに、まさに、ここは実は、この本文で、今、一見、本文から離れているんで、もう一回、本文に戻ってくるんですけれども、原子力規制行政を行う人間が要求されるスピード感、迅速性というの、あるいは俊敏性というところがどういうふうに問われてくるのかというところが、これから出てくるような気がしています。

従来の、いわゆるPDCAという言葉がいいかどうか分からないんですけれども、きちんと見ていくサイクルというものが圧倒的に早くなるということをどういうふうに私たちが

捉えていくのかというのは、まさに今、行政が、これは原子力規制に限らずなんですけれども、あらゆるところで起きていて、センサーとモニタリングとというところをどういうふうにセットしながら、逆に、人手がこれから少なくなってくるから、人手が少ない中でもできるようにしていくということが求められるようになっていくので、そういったようなことも少し視野に入れながら、ここら辺の議論というのはきちんと最後に書き込んでもいいのかなというふうには思っているところであります。

以上です。

○市村原子力規制部長 亀井先生、ありがとうございます。

板垣先生、お願いします。

○板垣准教授 伴先生の御意見、全く共感するところですよ。リスク工学とかリスク行政などという話でして、自然を相手にするときと、新しい科学技術を相手にするとき、そして市場を相手にするときに出てくる議論です。自然のメカニズム、新しい科学技術のメカニズム、市場のメカニズムというものは、人知がある程度は及ぶのだけれども、完全に及ぶものではないというところから議論が出発します。さきほど、人間は間違えるものであるという話が出ましたが、そういうところから出発するというのが、近年の西欧の発想です。

行政組織というのは、あくまでも国民で税金を出し合って人を雇って、そうした自然災害とか、新しい科学技術とか、市場経済、最近ですと情報市場などに対処しなければいけない。人も物もお金も限られているという有限な行政資源の中で、そうしたリスクというのをどこまで減らすことができるのかというのが、現在の行政に課せられている役目ではないかと言われます。

最近では、感染症リスクなどがまさにそうですね。大きな災害も当てはまります。それに市場（情報市場）。そういったものを限られた行政資源を用いていかに制御していくかというところが、最近の大きな課題です。

日本では、まだ行政の無謬性が通用していると思います。今まで、行政がかなりいいところまで抑えてきたという点について、ある意味で信頼されているのか、あるいはお上はそのくらいまでやってくれると思われているのか、あるいは、もう行政のことを神様か何かだと思っているのか、ちょっとしたミスでも許されないような、そういう風土があると思います。西欧では、そこまでではありません。恐らく、西欧では神様というのが別なところにおいて、神様が自然とか感染症とかを生じさせていて、それはもう全部、神様がやっていることだから、人が幾ら頑張ってもそもそも抑えられるわけがないじゃないかとい

うところが出発点にあるように思います。つまり、日本と西欧とでは、出発点として行政に期待されているものが違うんじゃないか。

ただし、原子力の件に関して言うと、そもそも人の手で抑え切れないのならば、やめてしまえという究極の選択肢がある点が特徴です。ドイツなどでは、もう原子力からは完全に撤退するということになりました。これは、ある意味で真摯に、自分たちの能力の限界というのを受け止めた結果、原子力は21世紀段階での人類の科学ではコストに合わないし、安全も確保できないから撤退しようということになったのかもしれない。

以上です。

○市村原子力規制部長 大屋先生、お願いします。

○大屋教授 ありがとうございます。そういうちょっとラフな話をいたしますと、今、板垣先生がおっしゃったのは、そのとおりで、ドイツにはドイツの計算がもちろんあるわけですが、無謬性の神話みたいなのがあって、それに対して、いや、実は、そうはいかない、一定のリスクがあるといったときに、ほかの社会でもそうかもしれないけれども、この国でしばしば起きがちなのは、じゃあ、そんな分野はやめてしまえと、そういう話です。要するに、メタ無謬性信仰へと移行する。

正直言うと、ただ、二酸化炭素排出量なんかの問題を考えたときに、原子力をやめてしまうというのが我が国においてサステナブルな選択かどうかと、私、ちょっとよく分からないんですが、ただ、電力について言えば、ほかにもやれることはあるかもしれない。だけど、例えば、ワクチンでそれをやるわけですね。ワクチンというのは必ず副作用が発生するもので、それを指摘すると、じゃあ、ワクチンに頼らない感染対策をしましょうと。あるわけないですね、そんなもの。でも、そういうことを言う方がおられると。それにどういふふうに対抗していくかというのが、これは原子力行政だけじゃなくて、正直言うと、我が国のシステム全体に問われていることだと思う。

これ自体、どこまで遡れるかというのは分かりませんが、例えばということで一つ申し上げますと、フランスってやっぱりエリート官僚制が大好きなんですけど、トップエリートがどこに行くかという会計検査院なんですよね。つまり、事後に、これはよかったか、悪かったかという評価をすることがすごく重要だ、それこそ生きがいのある場所なんだというふうに彼らは結構思っていると。

ところで、我が国ってどこに行くんでしたっけという話をして、具体名を上げると差し支えがあるからやめておきますけれども、事前の振り分けが大好きなんですよね。事前

に計画を立てるといふところでものすごくきっちりやるということが生きがいのある仕事だと思っていて、ある意味では、そこで結果が保証されているはずなので、事後審査については何事かが行われるというようなことが続いてきた。それは、ある意味では、一つの大きな理由って、やっぱり我が国がキャッチアップ型の社会というのをずっとつくってきた、何が正しいかというのをある程度目処のつくところでやってきたということがあると思いますし。これは、私はもう最近、ほかのところでもかなり強く感じているんですけど、アメリカ社会がなぜ、あれをやれるかという、社会の運営に大量の資源をつぎ込んでいるからなんですよ。要するに、政権交代のある政治というのは、アメリカの場合、政治家から高級官僚まで二セット持っているという意味なんです。政権が変わったら入替えをして、外れた人間は社会でどこかで食わせているわけですよ。

その予備を1セット丸ごと持つという贅沢ができなかった社会としての日本というのが伝統的にあって、1か所に資源を集中投入して、これだけは何とかやれるようにしようという社会をつくってきたのです。それが、しかし、何とかうまく成功して、キャッチアップもして、でも、これから新しい社会をつくらなきゃいけないというときに大きく戸惑うわけですよ。

そういう、先ほど出てきたアジャイルという社会の中で、失敗することを前提に、それを事後の評価を通じて塗り替えていくという社会システムが必要なはずなんですけど、さて、この国のどこにそんなものがあつたかしらという。だから、なぜ、日本にGAFAは出なかつたかみたいなことの原因を、著作権法とか産業政策とか、いろんなことに求める方々がいるんですけど、そうじゃないでしょう。多分、根本的に我々は、そういうことをやってこれなかつたんですよ。

そうすると、もう話は大きくなって、原子力規制委員会、規制庁だけで済むわけではないわけですが、ただ、これをどういうふうに変えていくか。でも、我が国は課題先進国であるという、威張っているのか、情けないのか、よく分からない表現があるわけですが、前人未到の課題に直面しつつあるときに、もう、そんな分かっていることを淡々とやっていきますという態度ではできないわけであって、どう乗り越えていくかというモデルを、ある意味では、ちょっと申し訳ないけれども、幾つかの失敗を繰り返してきた原子力行政からだからこそメッセージとして打ち出していく。「課題として受け止めます」ということを言うのが必要なのかなというふうなことを、私も、これはかなり外側から勝手に言っている立場だからではあるのですけれども、思いました。

以上です。

○市村原子力規制部長 ありがとうございます。

関村先生、お願いします。

○関村副学長 今の伴委員の問題提起から一連のお話を聞いて、少し、最近、学内のいろんな方々と議論をしているところとかなり共通な部分があり、かつ、原子力における責任というものをどのように考えるべきかというところについての論点がかかなり明確になってきているなと思いますので、一言、申し上げさせていただきたいと思います。

責任という言葉と、それから原子力で言えばIAEAの安全基本原則にプライムレスポンスシビリティーは事業者であると言っているところ、この違いをどのように考えていったらいいかに、日本で言っている責任というもののイメージとプライムレスポンスシビリティー、それから国や規制機関がどのような責任を果たしていくかというところのギャップ感、これは非常に重要なポイントかと思います。

レスポンスシビリティーの持っている意味なんですけど、まさに、これは言葉の語源から言うと、これは私も教えていただいたんですが、レスポンスすなわち応答をすることとコンバインされている、いろんな対策をきちんと取っていくということが見えている、こういうもののセットがレスポンスシビリティーだということですね。

一方で、日本の責任というのは、こういう意図を持ってやったのではないから自分は責任がない、との議論に帰してしまうところがある。そういう観点からは、レスポンスシビリティーという言葉ではなくて、イミュータビリティー、帰責性というような、こういう議論の中で責任というものの中身を考えていくべきだろうというふうに思います。意図を持ってやるように事業者はもちろんプライムレスポンスシビリティーがあるわけなんですけど、規制機関が、事業者の応答に対して、どのように自らやっていくように仕向ける仕組みづくりをつくっていくか、こういう体系をどのように考えていくかというところが非常に重要なことというふうに考えています。

こういう社会をつくり上げていくということのギャップ感は、大屋先生が話していただいた日本の様々な歴史的な経緯の中で培われてきたもの、これは、まさに、大学の中でも多様な議論をするとやっぱりそういう取りまとめをして、この課題がどのように解決に向かっていけるのかというところは非常に大きな課題があるなというふうに感じています。また放談的になっていて誠に申し訳ないんですが、非常に今の現代の日本の課題というものを映しているものだというふうに思いますので、そこと切り離して原子力だけは特別な

責任、あるいは、それを行政としてどのようにするかというのではないところで、かみ合った議論にできればいいかなと思っています。

以上です。

○市村原子力規制部長 関村先生、ありがとうございます。

規制機関の役割の話から、もうちょっと、さらにベーシックな話になって、これは、果たして、まとめ資料にはどういうふうになるのかというのは難しいですが、議論しているのは大変有益だと思いますけれども、それは少し、また工夫を考えたいと思いますけれども。

ほかに、いかがでしょうか。

どうぞ、堤さん。

○堤課長補佐 原子力規制庁の堤でございます。すみません。私も放談ついでに、発言の失敗は許されるという前提で。

無謬性の話が出てきて、ちょっとふと思ったのが、以前、事業者を呼んでのヒアリングですとか、それからトップマネジメントと過去、どのような議論をしてきたのかという振り返ったことを思い出しますと、事業者のほうも非常に無謬性をかなり意識して議論してきたのかなという気がしてきて、公開というところもあるのかもしれませんが、言質を取られない、ミスさらけ出さないというような、かたくなな印象を受けました。

やっぱり市場の失敗を乗り越えていくというときに、どう彼らの肩の凝りをほぐしながら、ここは無謬性を求めているところじゃないですよというところを共通認識を持ってもらった上で新たな知見を探求するとか、そういった議論ができるようにしていくということが非常に重要なことというふうに、感想めいたことですが、思いました。

○市村原子力規制部長 ありがとうございます。

長官、お願いします。

○荻野長官 一見放談風に見えて、自分ではそうではないというつもりで、うまく着地できるかどうかは別ですけれども、先ほど申し上げた規制の虜になるメカニズムみたいなことに関連するんじゃないかというゴールを目指してお話するんですけども、非常に行政の無謬性みたいなことにとらわれているのではないかというお話がありました。無謬というのは間違っていない、正しいということなんですけど、それでは、今の日本における正しさは何かというと、ある種の総花主義なわけですね。

今のコロナのニュースをテレビで見ている、まず、後手後手だという話が出るかと思うと、こんなにやってやり過ぎだという話もあって、あるいは国はけしからんという話もあれば、地方分権じゃないか。徹底して分権化を図っておいて、国に何かやれよみたいな話をしている。それぞれ部分的には、みんな、ごもつともなんです、全体としては整合していないかもしれない。

これを、大屋先生の話でなるほどと思ったんですけども、事後的なチェックを行う会計検査院がトップエリートであれば、そこは整合しなきゃならないことになる。これに対し、日本は、事前に資源を分配するところが大事で。しかし、資源を分配する人たちも、強権的な、昔の殿様みたいな人かという、全然そうではなくて、何とか物事を収めようと思って、必死になっていわゆる御説明して回る人たちなわけです。

だから、霞が関が何を言っているのか分からないとか不透明だとか言われますが、それは、霞が関が期待されているというか、実際上やっているのは、世の中を回していくためにはとにかくいろんなところが収まらなきゃならないとか、荷崩れを起こさないようにとか進めなきゃならないとか、それをしないと何事もできないことになるかを期待されている面に、その原因があるのだと思います。

原子力規制委員会というのは、非常に単機能でできているので、いろんな矛盾した要請を収めるという話は少ないのだと思います。これに対し、過去を振り返ってみて、何で虜になったのかという、やっぱりそれは、規制機関、当時の原子力を所管する行政機関に要求されるのが、相矛盾する観点からのいろんな意見の両方にいい顔をしているというようところがあって、そうするために一貫性のない、あるいは、結局、取るべきではない行動を取ったのかもしれないし、中途半端になったのかもしれない。

そういう意味で、矛盾したものを矛盾したものとして顕在化できないというような空気があるし、そうじゃなくても、最終的には、みんなが、反対の旗を下ろさないけれども最後まで抵抗しないみたいなところで、いろんなところを収めていく、世の中を回していくという、社会の統治の技術があって、その主たる担い手が役所かもしれないということなんだろうと思います。

ですから、私は、無謬性ということが、ここ20年ぐらい、非常に、はやって言われていますけれども、それは神の無謬性とか党の無謬性とかスターリンは偉かったというのとちょっと別なメカニズムが本当は働いていて、そこは、やや無謬性という言葉がちょっと走っちゃっているなという感じがします、その辺は、やっぱり何で日本型の虜になってし

まったのかというあたりの記述としては、今、言ったようなぐだぐだした話じゃなくて、もう少しコンパクトに整理された形で記述をしないといけない。そうでないと、ただの戯画というか、漫画のように描いて、役人は馬鹿だねという話で終わってしまう。なるべくしてなってしまったというところをちゃんと押さえておく必要があるのかなというふうに思いました。

以上です。

○市村原子力規制部長 ありがとうございます。

委員長、お願いします。

○更田委員長 まず、規制の虜は、日本語が非常に奇怪な訳なのでというのは、これはしっかり書くんでしょうけど、ただ、もともとの定義というか、いろんな人がこれについて語っているけれども、もともとの定義にとらわれて狭義に解釈をしてというのでは、なかなか意味のあることが書けないだろうなというふうには思っています。

レギュラトリーキャプチャーとは別のコンテキストではあるんだろうけれど、規制の失敗の一つの例として、例えば、安全上の問題としては、もう、ほとんど大したことがないというか、安全上の問題としては重要な問題ではなくて、もっとほかにやらなきゃならない、もっとリスクを与える安全上の重要な問題はたくさんあるんだけど、ただし、安全上の重要でない問題が、例えば、非常に事業者の取扱いがまずかったがためにものすごく世情で騒がれていて、これを収めないことには施設が動かないというふうになると。

そうすると、今の私たちだと、それは私たちの知ったことではないという、極端に言うそうですね、姿勢になるんですが、例えば、原子力安全・保安院は経済産業省の中にありましたから、非常に強く、こんな状態が続いたら施設が動かないじゃないかというのを受けて、それを規制当局の仕事として引き受ける。安全上の問題としては本当に微々たる問題なので、大した話じゃないんだけど、これについて収まりをつけないと施設が動かなくて、事業者さん、お困りでしょうと。

これは、狭義からの解釈からすればレギュラトリーキャプチャーのカテゴリーに入るものではないんだけど、ただし、結果として事業者の便益は自分たちの責任という引き受け方をしていた例というのは、これはもう、皆さん、よく御存じのことだろうと思うんですね。であるからこそ推進の部分との独立が必要ということになったんだけど、行政組織上の仕組みがそうなったからといって、レギュレーターの、規制に携わる人間のマインドの中には、危険な要素というのは相変わらず潜むわけなので。

だから、私、これを優先順位の失敗と言っているのは、優先順位の低いものに注力せざるを得なかった例というのがあるので、これは、どこまで具体的に書けるかは長官の言うとおりはあるんだけど、書いておく必要があるんだろうというふうに思っていますし、これは、この検討会の会合の中でも関村先生からも御指摘をいただいて、私との間でもやり取りがありましたけれども、そういった優先順位づけの失敗をしたということに関して、もう少し書ければなというふうには思います。

○市村原子力規制部長 委員長、ありがとうございます。

関村先生、お願いします。

○関村副学長 ありがとうございます。

今の点、まさに重要だと思うんですが、もう少しレギュラトリーキャプチャーについて拡大した議論も本当は必要かなと思っています。なぜならば、皆さん、もうお読みだと思えますけど、民間事故調の10年の報告書の終章では冒頭に、新たな安全神話が誕生しているとの指摘がある。新たな安全神話が生じていないかということに関する知見をきちんと提示できる状態にはなっていない。その次に民間事故調では宿題型規制の弊害を挙げていただいています。また追求すべきは効果型規制というふうに鈴木一人先生は提示していらっしゃると思います。これらを見て見ぬふりをして今回の取りまとめをやるかどうか、これに関する点は検討しておく余地があると思います。

その全体の中では国策民営化の罨というものにとらわれてしまったという意味で、旧来の規制官庁が経済産業省の中にあったということは確かなんですが、その輪の中にはまっってしまったままであることを議論しないとしても、どのように効果的な安全規制というのを将来にわたって継続的に発展させていくか、ここの論旨を考えていくべきであると考えています。それから、やはり、言葉としては、レギュラトリーキャプチャーのほうではなくて、安全神話が新たに生じていませんかという指摘に対しても答えるということ、この報告書の中で意識をどこまでしていくか、これについては事務局も含めて御検討いただきたいというふうに思います。

以上です。

○市村原子力規制部長 関村先生、御指摘をいただきましてありがとうございます。また、難しい宿題を頂きましたけれども。

ほかには、いかがでございましょうか。

そうしましたら、今日、大分御議論いただいて、具体的な御指摘、それから少し重い

宿題も含めていただきましたので、この御議論を踏まえて少し、また事務局のほうでまとめた資料の案をしたためて、次回、お諮りをして、さらに御議論をいただきたいというふうに思っています。

それから、途中でも申し上げましたけれども、今日、言い足りなかった点であるとか、新たに盛り込んだ、こういうことは盛り込んだほうがいいということ、あるいは資料なども含めて、別途文章で頂ければ、それは盛り込んでいくようにしたいと思っています。具体的な手続は、また追って先生方、個別にお知らせをさせていただきたいというふうに存じます。ありがとうございます。

それでは、よろしければ、本日の議論はここまでといたしたいと思います。どうもありがとうございました。